

付属書 5

バラスト水受け入れ施設の為のガイドライン(G5)草案

1 序文

目的

1.1 これらのガイドラインの目的は条約の規約 B-3.6 に参照されているバラスト水の受入れの為の施設の規定に対する指導要領を規定することである。これらのガイドラインは団体にそのような施設を提供することを要求する為の目的ではない。指導要領はその目的に使用される沿岸の受入れ工場を規定すること無しに、施設と船舶の世界共通の接合を促進することを意図している。

1.2 これらのガイドラインは船舶のバラスト水および沈殿物の抑制と管理の為の国際条約（条約）規約 B-3.6 に参照されているバラスト水受け入れ施設に適用される。

1.3 これらのガイドラインは項目 5 および条約の規約 B-5 に参照されている沈殿物の受入れ施設に適用されない。

2 定義

2.1 これらのガイドラインの目的の為に、条約の項目 1 および規約 A-1 の定義が適用される。

3 バラスト水受け入れ施設の為の一般要求事項

3.1 バラスト水受け入れ施設は、有害な水生生物や病原菌の環境への放出により環境、人間の健康、財産および資源に生ずるリスクを起ささないように船舶からのバラスト水を受入れ可能でなければならない。施設は施設を使用してバラスト水の港への排出を希望する船舶を出来る限り受け入れるためにパイプライン、結束管、レデュウサー、設備および他の手段を提供しなければならない。施設は施設を利用する船舶に係船の適切な設備を適用可能であれば安全な投錨の設備を提供せねばならない。

3.2 各々の団体は環境に安全なバラスト水の処分の為の受入れ施設の利便性および場所に関する情報を機構に又必要な場合他の団体の利便の為に報告する必要がある。

4 バラスト水受入れ施設の規定

4.1 これらの施設の要求を考慮する最多くの要員に配慮が必要となる。これらは以下を含むがこれに限定されない：

- .1 施設に影響の点に関連する地方、国家および地域の法律；
- .2 サイトの選定；
- .3 施設を使用する船型およびサイズ；
- .4 船舶の形状；
- .5 繫留の要求；
- .6 バラスト水の取扱い；
- .7 バラスト水の収集、試験および分析；
- .8 バラスト水の保管および条件；
- .9 環境上の利点およびコスト；
- .10 地域の港の使用可能なサイトへの接近；
- .11 施設の建造および稼働の環境に対する影響；
- .12 施設のスタッフの訓練；
- .13 人間の健康；
- .14 安全；
- .15 補修；
- .16 操作上の制約；
- .17 水路のアクセス、アプローチおよび交通管理；および
- .18 受け入れられる可能性のあるバラスト水の量。

5 受け入れられたバラストの処理および処分

5.1 受入れ施設からのバラスト水の処分は、有害な水生生物および病原菌の環境への排出或いは移動により生ずる環境、人間の健康、財産および資源へのリスクを起ささないようにすべきである。

5.2 バラスト水に適用される処理方法は環境、人間の健康、財産および資源に対するリスクを生ずる影響を造りだしてはならない。

5.3 バラスト水が水生環境に処分される場合、それは少なくとも条約の規約 D-2 に規定されているバラスト水操作基準を満足しなければならない。他の環境への処分は港湾国に受け入れられる基準に合致する必要がある。そのような基準は有害な水生生物および病原菌

の環境への排出或いは移動により生ずる環境、人間の健康、財産および資源に対するリスクを起こしてはならない。

6 浮遊物質

6.1 船舶から排出されたバラスト水は浮遊物質を含めバラスト水受入れ施設により受け入れられる必要がある。

7 受入れ施設の性能

7.1 処理施設の性能および能力の制約事項の詳細は施設の使用を意図している船舶に入手可能にする必要がある。

7.2 船舶に公開された詳細は下記を含むただしこれに限定されない：

- .1 バラスト水の最大容積能力；
- .2 一時に取り扱い可能なバラスト水の最大容積；
- .3 バラスト水の最大移送レート（時間当たりの立法米）；
- .4 操作時間；
- .5 施設にアクセス可能な港、バース、地域；
- .6 船舶と陸上間のパイプライン接続の詳細（パイプラインのサイズおよびレデュースターの有無）；
- .7 船舶ないし陸上のクルーがホースの接続或いは切り離し等の義務を要求されているか否か；
- .8 施設への接触の詳細；
- .9 通知期間を含め施設使用の要求方法および船舶から要求される情報；
- .10 全ての適用される料金；および
- .11 他の関連情報。

7.4 施設は石油会社国際海洋フォーラム(OCIMF)“石油タンカーの結束管および関連設備”のような認知された基準との互換性のある船舶と陸上の連結を提供せねばならない。この基準は元来石油タンカーの為に作成されたがこの基準の一般原則は他の船型のバラスト輸送の為に接続特にフランジおよび接続方法に関連する項目に適用可能であることが認知されている。

8 訓練

8.1 バラスト水の処理および処分を含むバラスト水受入れ施設の規定の担当者および採用された人々は適切な指示を受ける必要がある。訓練は以下を含むがこれに限定されない:

- .1 条約の目的および原則;
- .2 環境および人間の健康に対するリスク;
- .3 一般的安全および人間の健康のリスクの両方を含むバラスト水の取扱いに関連するリスク;
- .4 安全事項;
- .5 含まれる設備の理解;
- .6 施設を使用する船舶および操作上の制約事項の十分な理解;
- .7 船舶と港湾との交信方法;および
- .8 地域の処分制御事項の理解。